Ａ　①テクノレジャー株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－2864号　④テクノレジャー株式会社　小平市学園東町617番５　代表取締役　神谷吉紀　⑤本社営業所　小平市学園東町617番５　⑥昭和63年11月28日　⑦平成27年11月28日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①ＯＫトラベルサービス　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－201号　④岡崎章一　京都市中京区壬生棚ノ宮町23番地　⑤本社営業所　京都市中京区壬生棚ノ宮町23番地　⑥昭和48年３月31日　⑦平成27年12月８日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社トレックトラベル　②第２種旅行業　③和歌山県知事登録旅行業第２－275号　④株式会社トレックトラベル　岩出市桜台660番地　代表取締役　中野正一　⑤本社営業所　岩出市桜台660番地　⑥平成18年10月５日　⑦平成27年11月30日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①楽旅クラブ　②第２種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第２－618号　④江連修二　筑西市布川1043番地　⑤本社営業所　筑西市幸町３丁目15番11号　⑥平成26年１月27日　⑦平成27年11月５日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①スカイブルー旅行センター株式会社　②第２種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第２－323号　④スカイブルー旅行センター株式会社　水戸市本町一丁目４番27号　代表取締役　大部昇　⑤本社営業所　水戸市本町一丁目４番27号　⑥昭和63年８月19日　⑦平成27年８月19日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①茨城ひたち農業協同組合（ＪＡ茨城ひたち旅行センター）　②第２種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第２－590号　④常陸農業協同組合（合併前、茨城ひたち農業協同組合）　常陸太田市山下町3889番地　代表理事　野上昭雄　⑤茨城ひたち農協　高萩市本町１丁目100番２号　⑥平成21年３月31日　⑦平成26年８月29日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社わしず観光サービス　②第２種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第２－520号　④有限会社わしず観光サービス　静岡市駿河区手越原88番地の４　取締役　鷲巣寿　⑤本社営業所　静岡市駿河区手越原88番地の４　⑥平成17年２月28日　⑦平成27年10月23日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社まほろば観光　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－103号　④有限会社まほろば観光　松本市浅間温泉三丁目14番１号メゾン浅間103号　取締役　小林和子　⑤本社営業所　松本市浅間温泉三丁目14番１号メゾン浅間103号　⑥昭和42年12月15日　⑦平成27年12月14日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社シナノレジャーサービス　②第２種旅行業　③長野県知事登録旅行業第２－297号　④有限会社シナノレジャーサービス　下高井郡山ノ内町大字平穏2922番地28　代表取締役　荒井一朗　⑤本社営業所　下高井郡山ノ内町大字平穏2922番地28　⑥昭和63年12月８日　⑦平成27年12月８日　⑧220万円　⑨1100万円

以上10件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業

㈡　登録番号　東京都知事登録旅行業第二―二一〇二号

㈢　商号　株式会社五日市観光

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社五日市観光　東京都あきる野市伊奈一五五三―一　代表取締役　荒井　潤

㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都あきる野市伊奈一五五三―一

㈥　旅行業の登録年月日　昭和五十五年五月二十七日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十八年一月五日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、一千百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十八年一月二十一日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業

㈡　登録番号　東京都知事登録旅行業第二―二一〇二号

㈢　商号　株式会社Ｐ・Ｔ・Ｃ

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社Ｐ・Ｔ・Ｃ　東京都墨田区両国四―八―一〇ＭＹＳビル六階　代表取締役　藤浦　明彦

㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都墨田区両国四―八―一〇ＭＹＳビル六階

㈥　旅行業の登録年月日　平成二十二年四月八日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十八年一月五日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、一千百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十八年一月二十一日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博